

定期報告業務の流れ

①提出のご案内（通知）

報告書提出期限月の前々月に、県内各特定行政庁（埼玉県については建築安全センター）から「報告書の提出期限が近付きましたので期限内に報告してください」という内容のお知らせハガキが郵送されます。

なお、このハガキの発送作業は、特定行政庁から委託を受けた安全協会が行っています。

②調（検）査業務の依頼

通知を受け取った所有（管理）者は、**資格を有する方**（次頁注1）（以下「資格者」といいます）に調（検）査業務（以下「調（検）査」といいます）を依頼します。調（検）査は資格者であればどなたが行っても構いませんが、安全協会の『業務届出者名簿』を利用されるのも一つの方法と思います。

③調（検）査業務の実施

依頼を受けた資格者は、所定の項目に基づき当該建築物若しくは建築設備の調（検）査を実施します。また、昇降機に関しては、昇降機保守会社の資格者が検査を実施します。

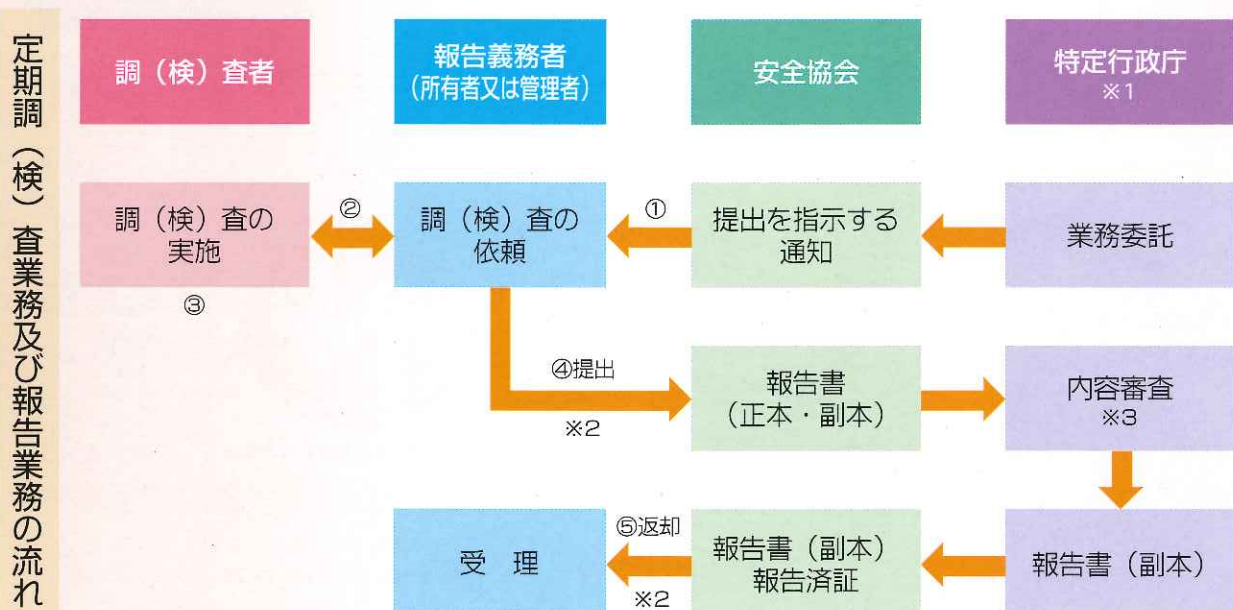
④報告書の作成及び提出

調（検）査を実施した資格者は、その結果を報告書用紙に記入して『定期報告書』2部（正・副）を作成します。最後に報告義務者（所有者又は管理者）の印を捺印して書類の受付窓口となっている安全協会にご提出いただきます（通常は資格者が提出を代行します）。

⑤副本及び報告済証の還付

ご提出いただいた報告書は、安全協会ですべての予備審査をしてから特定行政庁に送付します。正本は特定行政庁で保管し、副本は、報告済証を添付して安全協会から（資格者を通じて）所有者又は管理者に返却します。

以上、一連の流れを図にすると次のようになります。



※1：28ページの表を参照してください。

※2：報告書の提出及び返却は、調（検）査者を経由して行われます。

※3：内容審査の結果、必要と判断された場合には改善通知書が発行されます。

定期調（検）査業務及び報告業務の流れ

(注1) 定期調（検）査報告ができる資格

	建築物	建築設備	昇降機及び遊戯施設
一級建築士	◎	○	△
二級建築士	◎	○	△
特殊建築物等調査資格者	◎	×	×
建築設備検査資格者	×	◎	×
昇降機検査資格者	×	×	◎

◎=法的にも技術的にも問題ない
 ○、△=法的には可能であるが実際には難しい場合もある
 ×=法的に資格がない

(注2) 定期調（検）査報告済証

【建築物】

【建築設備】

報告済

平成 年 月 日

(一財)埼玉県建築安全協会 受付

この建築物は、建築基準法第12条第1項の規定による定期報告が提出されたことを証します。



建築物 定期調査報告済証

埼玉県

調査年月日 平成 年 月 日

所在地

名称

建築用途

報告先 埼玉県

有効期限 平成 年 月 日

調査資格

調査者氏名

台帳番号

発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会

報告済

平成 年 月 日

(一財)埼玉県建築安全協会 受付

この建築設備は、建築基準法第12条第3項の規定による定期報告が提出されたことを証します。



建築設備 定期検査報告済証

埼玉県

検査年月日 平成 年 月 日

所在地

名称

対象設備

報告先 埼玉県


有効期限 平成 年 月 日

検査資格

検査者氏名

台帳番号

発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会



昇降機等 定期検査報告手続中

さいたま市

報告先

検査年月日 平成 年 月 日

検査資格者 証明番号 第 号

氏名

報告済

平成 年 月 日

(一財)埼玉県建築安全協会 受付

この昇降機等は、建築基準法第12条第3項の規定による定期報告が提出されたことを証します。

検査年月日 平成 年 月 日

設置場所

建物名称

機種・用途

報告先 さいたま市

有効期限 平成 年 月 日

検査資格者 認定番号

検査者 氏名

台帳番号

発行 一般財団法人 埼玉県建築安全協会

【昇降機及び遊戯施設】